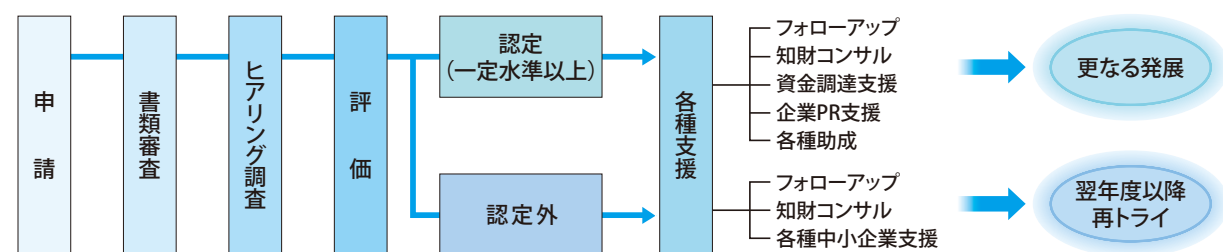


## 事業の流れ

申請受付後、審査を行い、一定水準以上の企業を「横浜知財みらい企業」に認定します。



## 認定期間

認定期間は、認定日から **原則 1 年間**

認定回数が **5 回以上の企業の認定期間は 2 年間**

## 評価のアウトライン

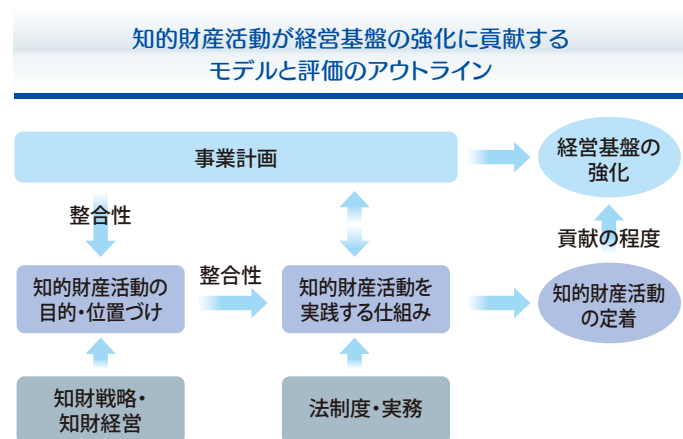
4 つの評価対象について診断・評価を行い、これらを総合して知的財産活動の定着状況を評価します。

事業計画 ①収益性 ②成長性 ③現実性

知的財産活動の目的・位置づけ ①整合性・明確性 ②浸透度

知的財産活動を実践する仕組み ①整合性・完成度 ②実践度

知的財産活動の事業への貢献 ①貢献度 ②継続性



本事業は、企業が保有する特許や技術を評価するのではなく、知的財産活動が企業経営に不可欠なものとして位置づけられ、実践され続けているか、その定着状況を評価しています。

技術開発やデザイン開発などの創作活動を促進し、その成果を権利化して積極的に活用する、あるいは営業秘密として適切に保護することによって企業の競争力を高めるには、知的財産活動を実践する仕組みを十分に整備することが必要です。

本事業に申請いただくことで、知的財産活動を経営基盤の強化に活かすことができる組織の構築に繋がります。

## 受付期間及び認定日(年1回)

申請締切日: 8月3日 認定日: 12月1日

※認定に必要な費用は無料です。

## 問合せ・申請書類提出先

株式会社 アイピーシーアイ  
TEL:045-228-7489 FAX:045-228-7423 〒231-0032 横浜市中区不老町1-2-1 中央第6関内ビル302

※ご持参の場合はあらかじめご連絡ください。

※本事業は、株式会社 アイピーシーアイが、公益財団法人 横浜企業経営支援財団の業務委託により実施しています。

## 知的財産のはたらき

「知的財産」とは、特許権、商標権等、特許庁で登録されないと得られないものと思われがちですが、自社の製品やサービスに様々な工夫を凝らしている企業には必ず存在するものです。権利だけに捉われず、自社の強みとなる固有の技術やノウハウを「知的財産」と捉え、その「見える化」と活用に取り組むことが企業の競争力を高めます。

### 社内にはたらき

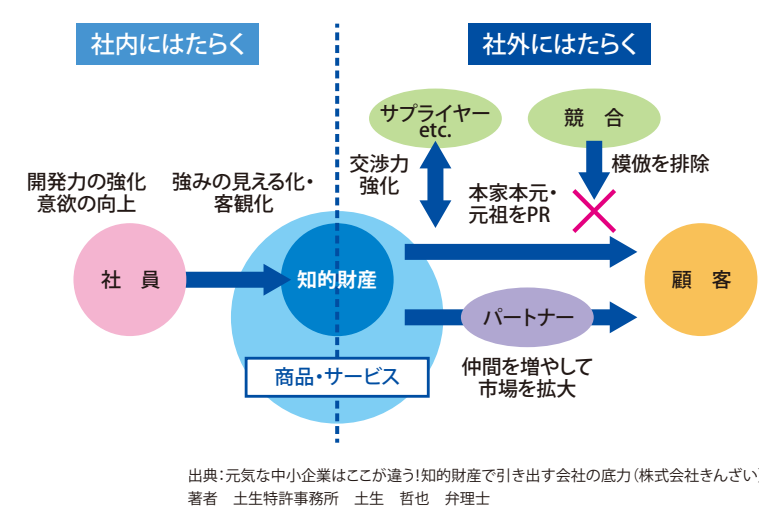
「知的財産」への取り組みは、社内の「人」の力を引き出す効果があります。

- 自社の商品・サービスの強みを客観的に認識できる
- 他社技術との比較を通じて開発力が強化される
- アイデア提案のインセンティブとなり社内が活性化

### 社外にはたらき

「知的財産」への取り組みは、ビジネスの可能性を広げる効果があります。

- 競合の参入を防いで市場で優位に立てる
- 知的財産の保有をPRして知名度・信用度がアップする
- 取引先との交渉力が強化される
- 知的財産のライセンスで仲間を増やして市場を拡大できる



出典:元気な中小企業はここが違う!知的財産で引き出す会社の底力(株式会社きんざい)  
著者 土生特許事務所 土生 哲也 弁理士

## 横浜知財みらい企業の知的財産活動の主な取り組み

### A 社事例 知財の見える化プロジェクト

社長を中心に進めている知財への積極的な取り組みについて、社内における意識共有・啓発を図りたいという問題意識について、次の3点を目的として知財の見える化プロジェクトを実施した。

- ① 知財の有効性を全社員が認識し、積極的に活用する社内体制を作ること。
- ② 知財をリーフレットで見える化するなど、具体的な取り組みを行い収益向上に寄与すること。
- ③ 活動を通じて企業・ブランドに自信を持ち、誇りを持って行動する社風を作り上げること。



成果発表会の様子

### B 社事例 展示会における知財活動のPR

「横浜知財みらい企業」に認定され、知的財産の活用を積極的に取り組んでいる会社であることをPRするため、展示会において、製品と共に、ポップを常時設置した。



横浜知財みらい 企業ポップ展示の様子

### C 社事例 知的財産権の経済的価値評価の算出

保有する知的財産権の経済的価値評価を実施し、次のような効果を得た。

- ① 特許が高い経済的価値を有することを示し、顧客に製品価格の妥当性、優位性を証明することができた。
- ② 資金調達の際に、事業計画の現実性を示すことができた。

### 横浜知財みらい企業支援事業についてのお問合せ先

公益財団法人 横浜企業経営支援財団 経営支援部技術支援担当  
電話:045-225-3733 FAX:045-225-3738  
〒231-0011 横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7階

# 横浜市 知的財産活用支援のご案内

横浜市は知的財産を活用して経営に取り組む企業を応援します!



横浜知財みらい企業

横浜知財みらい企業支援事業

知的財産活動助成金





# 横浜知財みらい企業支援事業

本制度は、知的財産活動<sup>(※)</sup>を通じて、経営基盤を強化し、未来に向けて成長を志向する企業を「横浜知財みらい企業」として認定し、その成長・発展を支援する制度です。

「事業計画」、「知的財産活動の目的・位置づけ」、「知的財産活動を実践する仕組み」、「知的財産活動の事業への貢献」の面から評価し、一定水準以上の企業を認定し、販促費用の助成や融資での優遇などの支援を行います。

認定に至らなかった企業も、状況に応じた支援につなげていきます。

(※)知的財産活動とは、「知的財産制度を利用して、競争力を強化する企業活動」と定義します。具体的には、知的財産権の出願から権利化までの手続、知的財産権のライセンスや侵害対応、ノウハウなどの情報管理、発明等のアイデアの創出を促進する報奨制度の運用といった、一般に企業において行われている知的財産関連の業務を意味するものです。

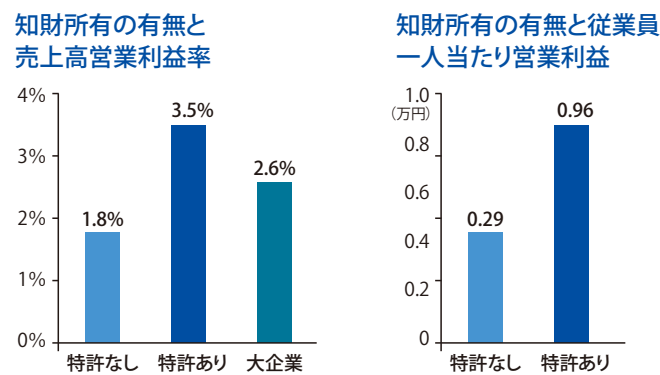


## 中小企業が知的財産の活用に取り組む重要性

中小企業が知的財産への意識を高め、知的財産を活用していくことにより、イノベーションの創出や地域産業の活性化に大きく寄与することが期待されています。

知的財産は、将来のキャッシュフローの源泉となる資産であり、研究開発力のアピールや販路開拓のきっかけにもなりうるため、経営戦略上の重要な要素です。

知的財産を保有し、自社の技術を守るという意識が高い中小企業は、営業利益率が高いと言われています。



出典：特許庁「中小企業実態基本調査」

## 対象企業

独自の技術やサービス等を展開する中小企業で次のいずれにも該当する会社

①本店所在地が横浜市内であること

②知的財産<sup>※1</sup>を保有していること

※1：ここでいう「知的財産」とは次の(1)(2)のいずれかを指します。

(1)独自の技術やサービスをノウハウとして保有・管理しているもの

(2)特許権、実用新案権、意匠権(各々出願中を含む)

③上記②を管理する部署や担当等を設けていること

④市税を滞納していないこと

(注)個人事業者は対象になりません。

業種分類	中小企業の定義
製造業、建設業、運輸業、その他	資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社、または常時使用する従業員の数が300人以下の会社
卸売業	資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社、または常時使用する従業員の数が100人以下の会社
小売業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社、または常時使用する従業員の数が50人以下の会社
サービス業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社、または常時使用する従業員の数が100人以下の会社

# 認定企業への主な支援

## 1. 融資制度の優遇

(1)横浜市中小企業融資「よこはまプラス資金(公的事業タイアップ)」

横浜市中小企業融資「よこはまプラス資金(公的事業タイアップ)」による融資利率優遇及び信用保証料助成  
融資条件：「横浜知財みらい企業」の認定企業は、融資利率 年1.1%以内～2.1%以内(融資期間によって異なる ※「振興資金」の融資利率から0.4%優遇)、融資期間(運転資金7年以内、設備資金15年以内)、融資額2億円以内、保証料率0.1125%～0.4750%(市助成後の保証料率 ※融資額5,000万円を上限に保証料率の4分の3を助成)  
注1)金融機関・横浜市信用保証協会の審査を経て、融資の可否が決定されます。 注2)信用保証協会の保証の枠内での融資となります。

(2)株式会社商工組合中央金庫「横浜知財みらい企業支援ローン」

株式会社商工組合中央金庫(以下、商工中金)「横浜知財みらい企業支援ローン」による運転資金・設備資金の低利融資  
融資条件：「横浜知財みらい企業」の認定企業は、商工中金所定の利率から0.2%優遇  
詳細は、商工中金横浜支店(045-201-3952)にお問い合わせ下さい。 注3)商工中金の審査を経て、融資の可否が決定されます。

## 2. 海外展示商談会出展助成

海外で開催される展示商談会への出展に要する費用の一部を助成します。

## 3. 企業PR支援

横浜市、(公財)横浜企業経営支援財団のホームページや、各種広報媒体・展示会へのブース出展等により企業のPRを支援します。



## 4. 知的財産活動助成金

知的財産権の取得に要する費用、知的財産に関するコンサルティング費用、販路の拡大や、自社技術のPR等を行うための販促費用の一部を助成します。

## 5. フォローアップ・知財コンサルティング

評価結果の説明と、評価結果に基づく課題についての意見交換やアドバイスをを行います。フォローアップの内容に応じ、日本弁理士会関東支部、(公財)横浜企業経営支援財団の知財・経営の専門家による支援につなげます。

## 6. 横浜ものづくりコーディネート事業との連携によるビジネスマッチング支援

自社の知的財産を活用して新分野進出、新製品開発等を行う際にパートナーとなる大企業や中小企業、または大学等との連携や共同開発などをコーディネートします。

## 7. 市内外企業との交流会開催

認定企業の相互交流や、市内へ誘致した企業等との交流の場を設けるなど、ビジネスマッチングを促進します。



平成29年度交流会

# 知的財産活動助成金

横浜知財みらい企業の認定企業に対し、知的財産権の取得に要する費用、知的財産に関するコンサルティング費用、及び自社の知的財産を活用し、販路の拡大や、自社技術のPR等を行うための販促費用の一部を助成します。

## 助成対象となる方

申請時において「横浜知財みらい企業」認定企業であること

※ただし、「知的財産コンサルティング費用」については、申請中の企業及び、当年度又は前年度に申請し、認定外となった企業を含む。

## 募集時期

通年(予算に達した時点で受付を終了します。)

## 助成対象事業・経費

※国内消費税については助成対象外

### 知的財産権の取得

国内における特許・実用新案・意匠・商標の出願料、出願審査請求料、登録料、及び弁理士等代理人に支払う費用

※申請時に出願済の知的財産であって、平成30年4月から平成31年3月までの期間に支払が完了するものが助成対象

例1 平成29年4月3日に申請し、平成30年4月2日に審査請求した特許出願：審査請求料のみが助成対象

例2 平成30年4月2日に申請し、平成31年3月1日に審査請求した特許出願：出願料、審査請求料が助成対象

### 知的財産コンサルティング

■知的財産に関する管理・運営体制等の整備  
営業秘密管理、共同開発規程等の作成・整備、発明届出・審査システムの整備、知的財産の管理・運営を適切に行うための社内教育等

■知的財産に係る調査・分析  
研究開発時に行う先行技術調査・分析、出願時又は審査請求時に行う先行技術調査・検討、その他の知的財産に関する調査・分析等

■知的財産に係る評価・知的財産の流通  
特許や技術等の経済的価値評価、特許や技術等の供与・移転・流通のための契約書の整備等

### 知的財産を活用した販路開拓

■展示商談会出展

出展料、会場整備費(ブース装飾費、ブース内配線・配管費用、追加備品費、備品等レンタル費等)、出品物の輸送費

■PR媒体製作

動画、パンフレット、ホームページ、PR用プレゼンテーション資料等のPR媒体制作費(印刷・製本費は助成対象外)

■広告費

各種広告媒体へ広告を掲出する際の費用(広告掲載費、原稿作成費、その他)

## 助成金額

助成対象経費の1/2以内、上限25万円

※ただし、「知的財産コンサルティング費用」については、申請中の企業及び、当年度又は前年度に申請し認定外となった企業が申請した場合は、助成対象経費の1/3以内、上限15万円

## 申請方法

申請書類を申込先にご持参ください。(予め、電話でご連絡ください。)

## 選考方法

書面審査(必要に応じてヒアリングを実施)による選考

## 留意事項

■ご利用は年度内に1回です。

■過去または当該年度において、他機関または制度において同種の助成を受けている場合は対象外です。

■「知的財産を活用した販路開拓費用」については、29年度利用企業は対象外となります。

■申請前に契約が行われた事業は対象外となります。

※ただし、以下の事業については、契約・支払い済みであっても、申請可とします。

・展示商談会への出展、知的財産権の取得

■助成対象事業は、平成31年3月29日(金)までに事業が終了し、実績報告していただけるものに限ります。

## お問合せ・申請書類提出先

横浜市経済局ものづくり支援課

電話：045-671-4144 FAX：045-664-4867

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 (関内中央ビル)5階